



Title	北海道林業労働に関する研究(Ⅱ)：冬季斫伐労働者の實態調査
Author(s)	加納, 瓦全; KANO, GAZEN; 小關, 隆祺 他
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 15(2), 167-195
Issue Date	1952-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20685
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_P167-195.pdf



演習林研究報告 第十五卷 第二號

北海道林業労働に関する研究 (II)

冬季斫伐労働者の實態調査

助教授 加 納 瓦 全

助 手 小 關 隆 祺

STUDIES ON FOREST LABOUR IN HOKKAIDO (II)

INVESTIGATION ON THE ACTUAL STATES OF FOREST
LABOURERS IN WINTER-LOGGING

By

GAZEN KANO, *Assistant Professor*, and TAKAYOSHI KOSEKI, *Assistant*

目 次

序 言	168	1 性別年齢別より見た構造	182
I 調査事業地の概況と調査の方法	168	2 経験年数より見た構造	183
II 労働の組織及び労働条件	170	IV 冬季斫伐労働力の給源	185
1 労働の組織	170	1 職業別に見た給源	185
2 労働者雇傭の方法と雇傭契約	172	2 出身地別に見た給源	186
3 賃銀制度	174	3 家庭内の地位別に見た給源	188
4 飯場制度	177	4 農家の階層別に見た給源	188
5 災害補償その他	181	5 就労の反覆性	191
III 冬季斫伐労働力の構造	182	結 言	192

序 言

今日、あらゆる産業に於て労働は最も重要な課題である。ことに原始生産では労働の力は大きな部分を占めており、労働粗放の産業であると言われている林業に於ても労働の果たす役割は極めて高い。しかるに林業労働に關する一般國民の關心は甚だ薄いのみならず、林業に従事する者の間に於ても、従來、これに對する研究は顧みられることが少なかつた。とくに經濟學的或は政策學的見地からの研究は少ない。技術を現實化するのには労働であるから、技術に關する研究がいかに進んでも、労働の研究を等閑視してはその成果を充分に發揮することは出來ない。また、労働に對する社會經濟的研究は林業労働政策樹立の基礎的資料を提供すると共に、合理的林業經營を行う上に於て缺くべからざる前提である。

筆者等がかかる觀點から林業労働の實態を明らかにし、その本質を究明せんとする意圖をもつて北海道林業労働の研究を行つてきたのであるが、この報告は昭和25年1月中旬より2月中旬にかけて北海道國有林及び北海道大學演習林の斫伐事業地に於て行つた労働者の實態調査の結果である。調査の主目的を冬季斫伐労働力の構造とその給源及び労働條件等を明らかにすることにした。従來、常識的に或は極めて粗雑なる觀察によつて林業關係者に知られていた事柄を實證的方法によつて確認或は再検討しようとするのが本研究の意圖する所である。

この研究は文部省科學研究費交付金の補助によつてなされた。

I 調査事業地の概況と調査の方法

調査事業地は次の5ヶ所である。

- | | |
|----------|--|
| 北海道大學演習林 | 天鹽第一演習林譽平事業區内
雨龍演習林茂知事業區内 |
| 北海道國有林 | 札幌營林局定山溪營林署小樽内川經營區内
旭川營林局中頓別營林署頓別經營區内
北見營林局置戸營林署置戸經營區内 |

この調査地はいずれも官行斫伐(直營生産)の事業地であり、主として調査の便宜を得られる地區を選んだ。嚴密な統計的方法によつて標本として抽出したのではなく、言わば事例調査なので、その結果は直ちに北海道斫伐労働の一般的形態とみなすことは困難であらう。しかしいずれの調査地も北海道の代表的素材生産地方に屬するので、いくつかの地域的特例を含むものとしても、一般的形態との偏差は大きくはないと思う。すなわち、この調査により得られた

結果は、直ちに一般的包括的なものとは言へないだろうが、この資料により全般を推測することは必ずしも困難ではない。

各調査地の事業概況を簡単に示すと第1表の如くである。

第1表 調査事業地及び事業の概況

調査地 所 在	天鹽第一 中川郡中川村字 中川	雨 龍 雨龍郡梶加内村 字母子里	定 山 溪 札幌郡豊平町字 定山溪	中 頓 別 枝幸郡中頓別町	置 戸 常呂郡置戸村
造材予定石数	L. 8,000 石 N. 5,000 石 計 13,000 石	L. 1,060 石 N. 18,060 石 計 19,120 石	L. 1,799 石 N. 53,633 石 計 55,432 石	L. 3,000 石 N. 18,600 石 計 21,600 石	L. 1,783 石 N. 29,844 石 計 31,627 石
事業実行期間	造材 11月25日 ~2月20日 集材 11月25日 ~2月末日 運材 1月16日 ~3月末日 全期間 11月25日 ~3月末日	造材 1月17日 ~3月15日 集材 1月20日 ~3月20日 運材 1月25日 ~3月25日 全期間 1月17日 ~3月25日	造材 9月11日 ~3月10日 集材 9月27日 ~3月15日 運材 12月1日 ~3月25日 全期間 9月11日 ~3月25日	造材 11月28日 ~3月15日 集材 11月30日 ~3月15日 運材 1月17日 ~3月末日 全期間 11月28日 ~3月末日	造材 9月初旬 ~2月末日 集材 9月初旬 ~3月初旬 運材 夏季、森林 鐵道による 全期間 9月初旬 ~3月初旬
運材距離	4 ~ 5 km	2.5 ~ 6 km	14 km	9 km	—
調査労働者数	85 人	103 人	60 人	112 人	45 人

- 注 1. 造材予定石数は原則として集材及び運材予定石数と一致する。この欄の L. は広葉樹、N. は針葉樹を示す。
2. 事業実行期間の欄に於て運材は置戸を除き各地とも馬搬である。置戸に於ては造材現場が森林鐵道に比較的近いので集材がそのまま運材を兼ねている。
3. 運材距離とは山元土場より最終土場までの距離で、いずれも鐵道の驛所在地までの距離である。これは同時に造材現場の一般集落よりの遠近をあらわしている。
4. 調査労働者数は各事業地に於て把握し得た調査客体の数を示す。全部を把握すべく努力したが若干の調査もれはある。しかし、概ね各事業地の労働者総数に近い。

各事業地とも伐採現場の近くに事務所及び飯場が設けられ、大部分の労働者が飯場に宿泊して労働に従事していることは北海道全般の斫伐事業に見られるのと全く同様である。伐採の現場は普通は集落を遠く離れた山間にあるため飯場もまた、山間の澤沿いの地に孤立して設けられるが、雨龍の場合には運材距離が比較的短いために最終の土場(鐵道驛のそば)に近く、集落の中に設けられている。そのために飯場に宿泊せず、通勤の者が若干見られる。第1表に於て、定山溪は事業量が最も大きいにもかかわらず労働者数が少ないが、これは道外より入稼していた労働者の多くが労働賃銀、労働時間等の折合がつかず下山したので調査時の人数が少なかったためである。調査時以前の労働者総数は148名であつた。

事業は先ず、造材によつて始められ、それより若干おくれて集材に着手され、さらにおくられて運材が行われる。そして同じ順序で或る期間において相ついで終了する。

調査は一般調査と各個調査とに分れる。一般調査は各事業地について、前記の如き概況をはじめ、作業組織、労働者募集の方法、雇傭契約、賃銀制度、飯場制度、労働者の習慣など一般的事項を調査し、各個調査は各事業地に於ける労働者の全部に對し、直接、調査員が面接して労働者の住所、職業、家庭における地位、斫伐労働経験年數、就勞の動機及び方法、賃銀収入の家計への比重などを聴取調査した。

II 労働の組織及び労働條件

1. 労働の組織

斫伐事業の行程すなわち素材生産の行程は造材から始まつて集材運材に終る。この行程に従つて、斫伐事業の作業種類を分類すると造材、集材及び運材に大別され、これに附帶的作業として道付け、道直し、土場捲立、炊事及びその他の雑役などがあげられる。各労働者は一種類の作業に専ら従事し、一事業期間に2種以上の作業を兼ねることは殆どない。この調査によつてみると、中頓別に於て造材と集材の行程部分が一緒にされた方法が取られ、また置戸に於ては距離の関係上集材と運材行程が一緒になつた形を示しているが、その他の事業地はいずれも造材、集材、運材の三行程が明瞭に分割されている。附帶的作業についてはいづこも同様である。同一期間に2種以上の作業に従事する異種稼働は置戸に於て3件、すなわち杣夫として就勞して途中から人夫になつたもの2名、人夫として就勞してのち杣夫となつたもの1名があつたが、その他の事業地では全く認められなかつた。ただ、一時に多量の降雪があつた場合、道あけと稱して杣夫も馬夫も全部除雪に従事することはいずれの事業地でも行われる。これは緊急の場合で臨時的性質のものである。

上述によつて知られる如く、斫伐事業の労働組織は他の諸産業のそれと同様に、所謂作業分業の組織がとられている。この分業は共同の目的を達するために、多數人が異種の労働を分擔することによつて協力するという意味に於て協働である。而して、生産の部分行程である1作業種類の内部に於ては労働者各個に労働する場合と數人が協力して労働する場合とがある。後者は單純協働と言われるものである。(單純協働に對し分業の反面を示す協働は複雑協働と言われる。)

個々の作業種類について概説すると次の如くである。

造材に於ては各人が伐倒から枝拂い、玉伐りまで單獨に行うのが普通である。それ故、労働者個々の能力が最も良く功程にあらわれてくる。中頓別を除く各地ともこの方法によつて行われているが、中頓別に於ては北海道に於て曾つて廣く行われた伐出しの制度が行われていた。

これは造材と集材の行程が一緒にされたもので、數人が1組となり、協力して造材から集材まで行うのである。集材はバチによつて行われる。伐出しは地形の急峻なる所で行うに適し、古い時代に東北地方から移入された方法と思われる。伐採から簸出しまでひきつづいて同一の労働者が行うので伐出しの名稱があるのであるが、これに對し普通に行われる方法は伐りばなしと言われている。一般には伐りばなしの方法が採られており、單純協働の組織は造材作業では一般的な形ではない。中頓別の場合は7組に分かれていたがその人數は1組3~7人である、また、雨龍に於ては先山子という制度が見られた。これは2人が1組になつて造材を行うもので親子、兄弟などが組になるのが普通である。しかし、これは單純協働というよりは杣夫養成の制度と見るべきである。すなわち、先山子とは見習山子の意味である。雨龍では親子1組と兄弟1組とがあつた。

集材作業は各調査地とも若干の組に分かれて行われている。集材に馬を用いる場合は馬夫1人と人夫1人の組が普通であり、櫓、バチなどを用いる場合は5~6人1組である。また、木直しと稱し伐倒した素材の位置を集材し易い様に移動させたり、向きを直したり、或はごく短い距離を運んだりする作業を行う場合も多くは數人1組となる。組の内部ではほぼ完全な單純協働が行われる。この組は同一部落の出身者などによつて構成されるのが普通である。さきの伐出しの場合も同様である。

運材作業は各地とも馬搬が採用されているが、各馬夫單獨の作業が行われる。山元の積込には馬夫同志の協力が行われる。

道付け、道直しは區域をあらかじめ定めて單獨の作業が各地とも行われる。土場捲立、炊事などは協力労働が原則として行われ、薪切り等の雑役は單獨労働が一般である。

各作業間及び各作業内における労働は大凡以上の如き形で結合し、素材を生産するという共同の目的で働いている。而して、その各作業を統一して事業全体を組織だてることは經營者の側の責任に於て行われるが、その補助的意味と作業の監督及び労働者の統率のために杣夫には山頭、人夫には人夫頭、馬夫には馬夫頭がそれぞれ決められている。これは經營者側より任命されることもあるが、労働者の間で選舉したり、推薦したりするのが普通である。また、後に述べる如く林業労働者は毎年反覆して同じ事業場へ就勞する傾向があるため、あらかじめ慣例として同一人が決定している場合もある。

集材の組や伐出しの組の場合には、組長とも言うべきものが決められている。これらの各頭や組長は飯場の部屋頭を兼ね、同時に労働者を代表して經營者側との諸種の交渉の任にあたる。

2. 労働者雇傭の方法と雇傭契約

労働者雇傭の形式を大別すると常傭と日傭に分けられるが、斫伐労働は事業場の移動性と作業の季節性のために日傭の形式が原則として行われている。日傭の形式はまた、経営者が直接雇傭する場合と然らざる場合とに分けられる。後の場合には所謂人夫供給契約によるものと請負業者労務契約によるものがある。この調査における5事業地はいずれも官行斫伐すなわち直営生産を行つていたので、形式上或は表面上はいずれも直接雇傭が原則である。しかし實質的には5事業地のうち3事業地は人夫供給契約乃至は請負業者労務契約と見なされるものが行われていた。この2つの形式は過去に於て北海道斫伐事業の支配的雇傭形式であつたが、近年次第に減少して來たものである。とくに、人夫供給契約によるものは北海道國有林において廣く行われたが、労働基準法で禁止せられた。しかし、急速に解消することが困難なため、表面上は直接雇傭の形を採つても實質的に残存していることは上述の如くである。

労働者募集の方法についてみると、各地とも概ね縁故募集の方法によつてゐる。すなわち地域的な縁故又は特定の間人につながる縁故による。形式的には公共職業安定所を通ずることは行われるが、直接安定所の紹介によることは殆どない。天鹽第一に若干名見られたのみである。募集は地域的な縁故或は特定の間人につながる縁故によるため、個々の労働者との個別的折衝が行われる。そのため労働者間の直接的な競争は餘り見られない。ただ天鹽第一では馬夫の希望者が多いのでことわつたものもある。また雨龍では同じく馬夫の希望者が多く、くじ引きで定めた。特定の間人とは山頭、人夫頭などであることもあり、人夫供給請負者であることもある。最近地元労働者を優先して採用しようとする傾向がある。また、労働力が豊富となるにつれて技能の良否による選擇をしようとする傾向も認められる。遠隔地より労働者を雇傭する場合、往復の旅費を支給することがある。事業主と労働者の間に雇傭契約が結ばれる場合、雇傭期間、労働時間、休日制、賃金の額及びその支拂方法、災害補償など労働の諸条件について具体的なとりきめをすることは殆ど行われていない。もとより成文になつた契約書などはその例を見ることは不可能である。1労働期間にどの程度の報酬を家庭に持ち歸ることが出来るだろうという様な漠然たる口約束による場合が普通である。労働の諸条件は斫伐事業の慣習によつて、すでに前提されており、それがお互の間に暗黙の中に了解されていると見ることが出来る。しかし、労働基準法による就業規則は各地とも制定されている。就業規則は労働条件及び事業場内の定めを記載したもので、労働契約の上位にある。就業規則は事業場内の労働者の過半数の同意を得て作成しなければならないので、その中に規定された労働条件については労働契約を結んだのと同様な結果となるわけである。實際は労働者は就業規則に對しても無關心

であり、全く形式的な存在となつてることが多い。

参考のために天鹽第一演習林の場合の就業規則を示すと次の如くである。

就 業 規 則

第1條 この規則は天鹽第一演習林譽平事業所官行斫伐事業所従業員の就業に関する事項を規定する。

第2條 この規則に於て従業員とは所定の手続によつて労働契約を結び當事業所の業務に従うものをいう。

第3條 従業員は職制によつて定められた上長の指示に従い職場の秩序を保ち互に協力し職務を遂行すると共に上長は従業員の人格を尊重し民主的に職責を遂行しなければならない。

第4條 従業員は満18才以上のものとする。

第5條 勤務時間及び休憩時間は左の通りとする。

就業 午前7時

終業 午後5時

休憩時間、原則として

1. 午前9時より午前9時15分迄15分間
2. 午前11時30分より午後12時30分迄1時間
3. 午後3時より午後3時15分迄15分間

第6條 休日及び休暇は左の通りとする。

1. 休日は吹雪の日を以つて之に當てることがある。
2. 休暇は年末、年始、初午、山神、女子生理時、年次有給休暇其の他特に事業主の認めたる日。

第7條 従業員は病氣其の他止むを得ない事由によつて外出、外泊及び遅刻、早退並びに缺勤せんとする場合は所屬の長又は事務所に届出なければならない。

第8條 左の各號の一に該當する者は入林を禁止し又は退場させることが出来る。

1. 著しく酒氣を帯び又は風紀を紊し他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
2. 業務に不必要な火器その他危険と思われるものを所持するもの
3. 業務を妨害し若くは事業所の秩序をみだし、又はみだすおそれのあるもの

第9條 精神病患者、法定傳染病患者、就業すると病氣の悪化するおそれのあるものは就業してはならない。

第10條 従業員は自己の職務遂行のために必要な道具を負擔しなければならない。

(174)

尙食費は次の通りである。

馬夫 115 圓, 杣夫 95 圓, 人夫 75 圓

第 11 條 従業員は常に安全衛生に關して留意すると共に上長の指示を守り職場を整理し、健康の保持と災害の防止に努めなければならない。

第 12 條 災害補償、業務上の災害については労働基準法の定むる所に依り行う。

但し同法第 78 條に該當するものについては休業及び障害補償は行わない。(労働者が重大な過失によつて負傷し又は疾病にかかつた場合。)

第 13 條 退職せんとするものは少なくとも 3 日前に當事務所に届出なければならない、退職手當は支給しない。

第 14 條 従業員を解雇せんとするときは(以下労働基準法第 20 條記載)(解雇豫告の規定)

第 15 條 従業員は左の場合解雇されることがない。

但し(労働基準法第 19 條記載)(解雇制限の規定)

第 16 條 賃金については別に定めた通り。

就業規則には勞務者代表の意見書と同意書が附されている。

3. 賃 銀 制 度

賃銀支拂の形態として基本的には時間給と出來高給とが考えられる。現實にはこれらが種々に組合わされた複雑な形態が見られるが、斫伐労働の賃銀制度は比較的單純である。作業種類によつて異なるが出來高給(功程拂)が最も普通に行われている。

出來高給は作業量に比例する單純な出來高給と作業量の増大と共に賃銀の累進する異率的出來高給とがあるが、この調査の場合は異率的のものは 1 件も認めることが出來ず、また最低保障給の制度も行われていない。作業の種類によつて日給制が行われているが、一定の作業基準量を越えると歩増賃銀の支拂をする割増賃銀制は一般に行われていない。また労働時間の觀念が不明確なため時間外労働賃銀も殆ど見られない。

作業種類別に賃銀支拂の形態を見ると次の通りである。

造材作業は單獨労働が行われるので出來高給の制度が採られる。すなわち、伐採し、枝拂い、玉切りされた素材 100 石につき何圓ときめるのである。

集材作業は數人の組によつて行われる。すなわち、共同請負の如きものなので出來高給制と作業請負との組合はされた方法が採られる。すなわち、集材した素材 100 石につき何圓という出來高級による賃銀が組全体に對して割當てられ、組内の各個人に對しては各人の技能に應じた歩合によつて支拂はれる。中頓別における伐出しに於ても同様である。

運材作業は出来高給である。道付け、道直し、土場捲立、炊事、薪切り、荷運搬などは原則として日給制である。道付け及び土場捲立は場合により出来高給のことがある。定山溪に於て、新しい道を付ける場合に限り出来高給が行はれていた。炊事は月給制の場合がある。

賃銀は原則として使用者側から労働者1人1人に直接支拂はれる。但し、伐り出しの場合などは組全体に對し支拂い、組内で各人が歩合によつて分けることがある。この場合も形式上は各人に直接手渡すことになつてゐる。

賃銀の支拂は貨幣によつて行はれ、現物給與はない。

支拂時期は事業場によつて異り、多くは事業終了時、或は退職時に一時に支拂はれる。往時はこの方法が最も多く行はれたが、近年は次第に月1回の支拂が普及しつつある。この調査に於て月1回の支拂をしていたのは2事業地である。賃金の前貸(労働者の側から言えば前借金)すなわち、労働者就労中或は募集に際しての前貸金の制は労働者募集、確保の方法として廣く行はれたが、最近は少くなつてゐる。この前貸金は賃銀によつて相殺するのであるが、これは労働基準法で禁止された。5事業地中、3事業地にその例を見た。(前金又は内金と言う)

次に賃銀の額を決定する方法について述べる。斫伐労働の賃銀とくに出来高給制のものについては、昔時より労働者間と事業主側との間にはげしい交渉が行はれて來た。すなわち、單價交渉と稱されるものである。先に述べた山頭、人夫頭、部屋頭などが労働者を代表してその任にあたるのである。(山頭、人夫頭などは事業主側の任命にかかり事業主の立場に立つことも屢々ある。)賃金の額に關するこの様な交渉は労働組合が發達した今日に於ては廣く各産業間に見られるが、労働運動の發達していなかつた頃は近代的産業の代表的なものとされる大工場制工業に於ても賃金は殆ど事業主側の一存で決定されていた。これに對し北海道の斫伐事業においては單價交渉が古くから行はれてゐたことは注目されて良い。この單價交渉は現在に於ても盛に行はれてゐる。單價交渉は事業主と労働者の間に直接行はれることもあり、中間に請負業者的のものがある場合には事業主と請負業者の間、請負業者と労働者との間の双方で行はれる。この中、労働者と事業主或は請負業者との間で行はれるものが現在勞資間に行はれてゐる賃銀に關する団体交渉に比すべきものである。ただ斫伐労働者はその日傭制と兼業性の故に殆ど組織化されていないので、單價交渉もまた、あまり強力なものではない。

賃銀額決定につきその時期がその方法と共に注意されなければならない。すなわち、一般に單價交渉は事業の實行とともに併行して行はれる。賃銀は事業着手前或は事業に着手した初期の中に決定されるのが當然であるが、事業が進行してもなお決定せず、甚だしきは事業終了時にいたつて漸く決定することもある。この様な時期に決定することはすでに對等の交渉とは

言えず労働者にとって甚だ不利であることは明瞭であるにもかかわらず、往時よりの習慣によつてか、事業着手前すなわち雇傭されて就労するに先だつて最も重要な労働条件である賃金額を決定しようとする努力が事業主と労働者の双方の間になされることが極めて少い。雇傭契約と言えるほどの契約が殆どないということが、これによつても示される。この調査においては賃銀を月に1回支拂つていた2事業場は比較的早期に賃銀の額を決定している。

上述の如く、斫伐労働の賃銀制度、とくに賃銀支拂の時期、賃銀額決定の方法とその時期などには近代的ならざるもの或は不合理なものが數多くしかも根強く残存していることが知られる。

賃銀の額は前記の如く単價交渉によつて決定されるが、この調査を行つた際には賃銀額決定の標準として基準賃金が用いられていた。この基準賃銀は一定の地域を範圍とし、一定の業種に従う労働者1人1日(8時間として)の賃銀額の基準となるべきものとして労働基準監督署の中介によつて決定されたものである。しかし、これはこの標準となるのみで、各事業地ではその地方の事情及び作業の性質などを考慮して事業主と労働者との間の直接の交渉によつて決定している。日給制の場合は勿論であるが、出來高制の場合も1人1日の賃銀額が先ず問題にされる。すなわち、出來高給制の場合は1日に取得しうる大凡の賃銀の額が先ず豫定され、それから功程によつて逆算して單位作業當りの單價(單金とも言う)を決定しているのである。これを置戸の場合に見ると次の通りである。

	1日の功程	單金(1石につき)	1日當賃金	備考
袖夫(造材)	37石	14圓	510圓	廣葉樹3割増
木直し(集材)	40	9	360	
玉曳き(集材兼運材)	35	35	1,225	
土場巻立	100	3.5	350	

各調査地における標準の賃銀は次表の如くである。

第2表 冬季斫伐労働者の標準賃銀

調査地	天鹽第一	雨龍	定山溪	中頓別	置戸
袖夫	450圓	450圓	470圓	500圓	510圓
人夫	330	370	360	300	360
馬夫	1,250	1,200	1,250	1,000	1,225
雑夫	250	300	300	300	250

註. 雑夫とは薪伐り、炊事夫等である。

この様に斫伐労働者の1日當り賃銀の額は袖夫、人夫及び馬夫の間に著しい差がある。これは主として労働の輕重及び技能の要否に原因していると同時に、各労働者が使用する道具そ

の他の労働手段に関連している。すなわち、柚夫や馬夫は人夫や雑夫に比してより高度の熟練と技能とが要求され、また筋肉的にもより重労働である。人夫と雑夫との間についても同様なことが言える。賃銀額の差が労働の軽重及び技能の要否のみならず、使用する道具等に関連するというのは以下に述べる事柄である。斫伐労働においては労働者が労働対象に働きかける場合に使用する労働手段すなわち道具はすべて労働者自身の所有にかかるものである。柚夫は鋸、マサカリを始めトビ、ガンタ等を使用し、馬夫は馬櫓或はバチバチ、トビ、ガンタ、スコップなどを使用し、集材人夫はバチ、トビ、ガンタ、スコップ等を使用するが、これはいずれも自己の所有にかかるものである。自己所有の道具を全く使用しないのは炊事夫または道付け、道直しなど一部の人夫や雑夫に限られる。馬夫は最も多くの且つまた高價な労働手段を使用しなければならず、次いで柚夫、人夫、雑夫の順となる。これらの道具の減償償却費及び修繕費(馬夫の場合は馬糞代をも)を見込まなければならないので、第2表に示された様な結果となるのは當然と言わなくてはならない。馬夫の中、自己所有でない馬を使用したものは中頼別は1人、天鹽第一に3人である。この場合賃銀を労働者と所有主との間で或る歩合に従つて分けることは殆ど行われぬ。馬所有主と労働者の間に親戚關係その他の極めて親近な關係があることが普通であり、馬は無料で借り、使用する期間の飼糧代と手間とが事實上の借料となる場合が多い。また若干の謝禮を出しても、賃銀を歩合でわけるとはしないようである。

以上の様に斫伐労働においては労働手段は事業主の負擔ではなく、労働者の負擔とするのが當然のならわしとなつている。この事實は斫伐労働を考える場合、とくに注意されなくてはならない。近代的産業に於ては事業主の側で労働手段を用意し、個々の労働者が單獨で道具を所有し使用することはない。近代的な意味の労働者とは本来自己の労働を賣る以外に生活の途なきもので、労働手段と組合わされた労働を賣るということは手工業的なものに認められるのみである。

4. 飯 場 制 度

斫伐労働の行われる事業場の環境すなわち作業環境は工場労働などと全く對蹠的である。野外で行われるため、工場などに普通にみられる塵埃、有害ガス、騒音などは全く問題にならない。ただ氣候条件とくに低温が注意されなければならない。しかし、作業場の環境が労働者の健康を特に害したり、作業能率に深刻な影響を與へたりすることは殆どないと見てよい。かえつて作業時以外の休養時などにおける一般の生活條件が重大な影響を及ぼす。斫伐労働者は一般に飯場と稱する集團住居に收容されて稼働する。それ故、この飯場の生活環境が労働者の健康と作業能率に重大な關連を持つことになる。

飯場は労働者の集團住居すなわち合宿所であり、そして文字通り賄いを必ず附隨している。しかしかつては或種の労働者組織をも意味していた。飯場の長は一種の親方であり、事業主と労働者の間に介在して雇傭関係のすべての交渉を擔當し、一方労働者の人事関係を支配し、作業の監督をする。そして労働者の賃銀は先ず飯場の長に渡され、それが個々の労働者に支拂われる。この様な飯場制度は鑛山や土工に典型的な形を持つていたが、最近になつて漸く解消しつつある。斫伐労働の飯場は鑛山や土工の場合の様な極端な形ではなかつたが、やはり、かなり強い身分関係をその内容に持つた労働者組織の一種であつた場合がある様である。とくに請負業者勞務契約や人夫供給契約による雇傭関係の場合にその色彩が強かつたものと思われる。現在においてはこの様な関係はほとんど指摘することが出來ず、飯場は文字通り賄い付宿舍の意味が支配的である。飯場の部屋頭が労働者の代表であり、同時にある程度は作業の監督や労働者の統率の機能を果していることはすでに述べたが、その様な觀點からは労働者組織として見られないことはない。

いずれにしろ、現在の斫伐労働の飯場は賄い付宿舍である。そして大部分の労働者は飯場に收容される。飯場に入らず、自宅から通勤する場合は飯場の位置が一般集落から近い場合のみ見られる。天鹽第一では85人中26人、雨龍で103人中13人、中頓別で112人中31人の通勤者があつた。

飯場の經營には事業主自らが經營する直營と、労働者の共同經營及び請負がある。直營の場合は飯場の施設はもとより炊夫、薪伐りなども直接雇傭し、労働者より實費を徴収する。共同經營の場合は共同で炊夫を傭うか或は交替で炊事に従事し、實費を負擔する。請負の場合は一定の金額で炊事を請負うのであり、請負者はその金額内で賄いを實行し餘剰を自己の所得とし、別に賃銀を貰わない。共同經營の場合も請負の場合も飯場の施設は事業主が建設するのが普通である。

直營が最も一般的な形態である。定山溪を除く他の4事業地が直營で、定山溪は請負と共同經營の中間的形態を取つていた。

飯場賃は馬夫、杓夫、人夫の三階段にわかれ馬夫が最高である。馬夫は馬糞を煮たりするため最も薪を消費し、杓夫は鋸の目立のために薪及び燈火を馬夫についで多く使用するという理由と1日當りの賃銀所得にこの順序で段階があるという2つの理由によるものである。各地の飯場賃をみると第3表の如くである。

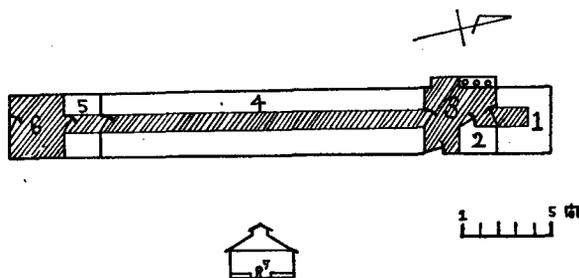
この飯場賃によつて與えられる食事は主食と味噌汁及び漬物のみで、その他の副食物は各自が調達する。

第3表 冬季斫伐労働の飯場賃

調査地	天鹽第一	雨 龍	定 山 溪	中 頓 別	置 戸
馬 夫	110 圓	120 圓	130 圓	100 圓	105 圓
袖 夫	90	100	110	70	95
人 夫	70	80	100	60	70

飯場はまた、事務所と共に軍手、ヤスリ、タバコ、馬糞、副食物その他の日用品などの配給施設を兼ねることがある。とくに飯場請負の形をとる時に行われる。この調査では各地とも事務所が直接に斡旋していて、飯場は殆ど関係していなかつた。薪及び燈油は事業主が負擔するのが普通である。

飯場は澤に沿つて事務所と同一地點に設けられる。居室と炊事場とに分けられ、近時は食堂も別に設けられる様になつた。居室は寢室を兼ね、袖夫、馬夫及び人夫は夫々區劃された別室に入るか、または全く別棟の建物に入り、殆ど同居することはない。しかも、部屋の配置は澤の上流から下流に向つて袖夫、人夫、馬夫の順に並び、この順序は常に各地で守られている。これは斫伐労働者の格式が袖夫が最も高く人夫、馬夫の順になつていてと考えた習慣があつたためであるが、現在においても、道内各地の大部分の斫伐事業地の飯場はこの習慣に従っている。飯場の上流に事務所があり、更にその上流に大樹に山の神を祭るのがならわしである。

第1圖 天鹽第一演習林營平事業區
官行斫伐事業寄宿舍平面圖

飯場の大凡の構造及び部屋割りを知るために天鹽第一の飯場の平面圖を見ると第1圖の如くである。

1. 袖夫部屋, 2. 炊夫部屋, 3. 食堂兼炊事場
4. 人夫部屋, 5. 馬夫部屋, 6. 馬小屋, 7. ストープ

飯場の建物の壁は1枚板、屋根は桼葺である。採光は窓及び天井の通風孔を利用する。窓は積雪の関係上、面積が極めて小さい。ストーブで薪をたくが建物の構造が粗末なため保温は充分ではない。通路その他の附帶的部分を除き、休息及び就寝に用いられる面積は1人當0.5~1.0坪で、寢具は晝間は2つにたたんでその場所におく。便所及び湯殿は夫々獨立して設けられる。

一般的に言つて、飯場の生活條件は決して良好ではない。労働基準法に基く事業附屬寄宿舍規程は寄宿舍に労働者を6ヶ月未満收容する第二種寄宿舍と6ヶ月以上收容する第一種寄宿

(180)

舎とに分け、それぞれ位置、一般的構造、廊下、寢室、寝具、食堂、浴場、便所、病室、その他諸般の事項を規定している。斫伐労働の飯場は概ね第二種寄宿舍になるわけであるが、該規程の示す基準にはまだ遠い様に觀察される。労働者達は生活環境の改善には比較的無関心で、飯場を改良するよりも、むしろ労銀の少しでも高くなることを強く希望している。

労働基準法はまた寄宿舍規則を作成することを命じている。天鹽第一の場合を示すと次の通りである。

寄 宿 舎 規 則

第1條 天鹽第一演習林譽平事業區官行斫伐事業に従事する勞務者にして寄宿舍に寄宿するものは法令の定むるものの外本規則の定むる所によらなければならない。

第2條 寄宿舍の自治を律するため寄宿員の互選に依り寄宿舍の長を選任する。

第3條 起床、就寢、外出、外泊に關しては左の通りとする。

1. 起床 午前6時 就寢 午後8時

但し事業の特異性に鑑み作業の運営狀況を考慮し合議の上變更することが出来る。

就寢後は互に靜肅にして他人の安眠を妨害せざる様特に注意すること。

2. 外出及び外泊は本人の自由とするも寄宿の長に届出ること。

尙事業の運営に支障を來さざる様留意すること。

第4條 寄宿舍に於ける行事はその都度、合議の上決めるが、參加を強制されることはない。

第5條 食事時間は左の通りとする。

朝 食 6時30分

晝食携行 11時30分

夕 食 5時30分

但し事業の運営狀況を考慮し變更する事が出来る。

第6條 食器は個人負擔として常に清潔を保つ様留意すること。

第7條 炊事場には係員以外の者は素りに出入しないこと。

第8條 火氣の取扱には充分注意し萬全を期すると共に入浴時はつとめて全員入浴し身体は常に清潔にすること。

第9條 建設物の管理は事業主側で行うが、寄宿員は建物設備の保全につとめなければならない。

此の規則は昭和24年11月25日より施行する。

寄宿舍規則には勞務者代表の同意書が附されている。

5. 災害補償その他

労働者が業務上災害にあつた場合には労働基準法に基く補償がなされる。災害補償には療養補償、休業補償、障害補償及び遺族補償などがあるが、ここではふれないこととする。

馬が災害を受けた場合には、従来、これに対する補償の法的制度はなかつたが、昭和 25 年 1 月に「傭役牛馬の事故に対する補償金支給内規」が林野廳によつて制定され、國有林野事業に傭役する牛馬に対しては災害補償の制がはじめて定められた。同内規によると當局の責に歸すべき事由によつて事故が発生し、そのため牛馬が死亡または廢用の餘儀なきに至つた場合は、事故發生の直前における評價額から廢殘價格を控除した金額が補償される。また負傷した場合には治療實費に施療期間中の馬糧費の實費を加算した額が補償される。

國有林野事業以外の斫伐事業及び昭和 25 年 1 月以前の國有林野事業に於ては馬夫同志による共濟會的のものが廣く行われた。すなわち、見舞金の形で金銭を出し合い、場合によつては事業主側の見舞金も加へて、災害による損失を補償し合う習慣が各地に行われたのである。死亡の場合には新しく馬を購入出来る程度或はそれに近い金額になるようにするのが普通であつた。

斫伐事業場すなわち造材山に於ては古くから種々の習慣があり、それが現在にいたるまで残っているものが少なくない。飯場における柚夫、人夫、馬夫別の部屋割の方法や、賃銀制度に見られるものについては、その都度該當する箇所であつて來た通りである。ここでは造材山の祝祭に類するものについてみることにする。造材山の祝祭的行事の主なるものとして山の神、マサカリダテ、初午及びキリアゲなどがあげられる。いずれもその當日には仕事を休み、酒宴をはつてお祝いするのである。山の神は 12 月 12 日或は舊曆の 1 月 12 日に行われ、飯場の近く、澤沿いの上流に神木を選定して、これに鳥居を立てて山の神を祀るのである。キリアゲは仕事が終了して労働者が下山する時に行われる。

山の神とキリアゲは労働者全員で行う。

マサカリダテは柚夫のお祭りで造材に着手する最初の日に造材現場で適當な樹木を 1 本伐つて、造材に使用する道具の全部を一度づつ使用し、伐倒した樹木の切株にお神酒をあげて、造材仕事の無事を祈るのである。

初午は馬夫のお祭りで 2 月最初の午の日に、馬頭觀世音のお祭りをする。

これらの祝祭的行事に対しては事業主側より酒肴を提供するか、或は酒肴料が全員におくられる。この調査では 1 人當り 50~200 圓であつた。これは有給休暇とも見なしうる。

III 冬季斫伐労働力の構造

1. 性別年齢別より見た構造

斫伐労働は筋肉的に重労働に属するので、その構造を性別に見ると女性が極めて少なく、年齢別にみると青壮年の者が最も多く年少者と高齢者が少ない。林業労働の中、造林労働とくに苗圃労働は女性及び年少者の稼働する餘地があり得るが、斫伐労働に於ては一部分の附帶的労働を除けば女性年少者及び高齢者の稼働し得る可能性は少ない。年齢階別の構成状態を見ると次表の如くである。労働者は柚夫、人夫、馬夫の3種に大別して分けた。これは各労働者が分擔する生産行程部分及び使用する労働手段による分類である。

第4表 冬季斫伐労働者の年齢階別構成

()内は女性の数を示す、

年齢階	調査地	天鹽第一		雨 龍		定 山 溪		中 頓 別		置 戸		計	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
總 數	15~20	30	35	30(1)	29	5	8	21(1)	19	11	25	97 (2)	24
	21~30	27(1)	32	25(2)	24	25	42	45(1)	40	19(1)	42	141 (5)	35
	31~40	12	14	19	18	16	27	19	17	2	4	68	17
	41~50	8(1)	9.5	17	17	8	13	11	10	4	9	48 (1)	12
	51~60	8	9.5	2(1)	2	5	8	6	5	8(2)	18	29 (3)	7
	61~70	—	—	5	5	1	2	4(2)	4	—	—	10 (2)	2
	71~	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	0
	不詳計	—	—	5(1)	5	—	—	5	4	1	2	11 (1)	3
		85(2)	100	103(5)	100	60	100	112(4)	100	45(3)	100	405(14)	100
柚 夫	15~20	5	45	3	16	—	—	5	17	1	8	14	17
	21~30	5	45	4	21	3	25	11	37	5	38	28	33
	31~40	1	10	8	42	4	34	4	13	1	8	18	21
	41~50	—	—	4	21	3	25	5	17	2	15	14	17
	51~60	—	—	—	—	1	8	3	10	4	31	8	9
	61~70	—	—	—	—	1	8	1	3	—	—	2	2
	71~	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不詳計	—	—	—	—	—	—	1	3	—	—	1	1
		11	100	19	100	12	100	30	100	13	100	85	100
人 夫	15~20	20	35	24(1)	35	4	15	15(1)	26	9	41	72 (2)	31
	21~30	19(1)	34	16(2)	24	12	44	18(1)	32	5(1)	23	70 (5)	31
	31~40	6	11	6	9	6	22	10	18	1	4.5	29	13
	41~50	5(1)	9	10	15	3	11	5	9	2	9	25 (1)	11
	51~60	6	11	2(1)	3	2	8	2	3	4(2)	18	16 (3)	7
	61~70	—	—	5	7	—	—	3(2)	5	—	—	8 (2)	3
	71~	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	1	0
	不詳計	—	—	5(1)	7	—	—	3	5	1	4.5	9 (1)	4
		56(2)	100	68(5)	100	27	100	57(4)	100	22(3)	100	230(14)	100

年齢階	調査地	天鹽第一		雨 龍		定 山 溪		中 頓 別		置 戸		計	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
馬	15~20	5	28	3	19	1	5	1	4	1	10	11	12
	21~30	3	16.5	5	31	10	47	16	64	9	90	43	48
	31~40	5	28	5	31	6	28	5	20	—	—	21	23
	41~50	3	16.5	3	19	2	10	1	4	—	—	9	10
	51~60	2	11	—	—	2	10	1	4	—	—	5	6
夫	61~70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	71~	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不詳	—	—	—	—	—	—	1	4	—	—	1	1
	計	18	100	16	100	21	100	25	100	10	100	90	100

先ず、労働者総数についてみる。各調査地により多少の差異が見られるが、一般的に言えば21~30歳までの者が最も多く、15~20歳の者がこれに次いでいる。両方を合せて50~60%を占める。51歳以上の者は10%内外にすぎない。女性は5調査地を合せて405名中14名である。青壯年の者が大部分を占めるが、労働の性質上当然であろう。

柚夫、人夫及び馬夫別にみると、柚夫及び馬夫は21~30歳、或は31~40歳が最も多く、人夫は15~20歳または21~30歳までが最も多い。また、人夫は61歳以上の総数11名の中9名を含んでいる。これによつてみると人夫の年齢別構成は柚夫及び馬夫に比して年少者及び高齢者が多く含まれているということがわかる。人夫の従事する作業にはいろいろの種類がありそのあるものについては年少者及び高齢者の稼働が可能なのである。女性はすべて人夫の中に入るが、炊事に従事するのが原則で、他の作業に従事する者は見られない。なお、第4表の中15~20歳は18歳以上が大部分で17歳以下の者は極めて少ない。

2. 経験年数より見た構造

斫伐労働は作業の種類によつて、かなり高度の技能と熟練を要求する。これは労働力の質的な面であるが、実際に労働力の技能的構造或はその熟練度を判定することは困難である。ここでは斫伐労働力の技能的構造或は熟練度をあらわす指標として、経験年数を用いることとした。もとより経験年数が直ちにそのまま熟練度をあらわすとは言い難いけれども、熟練度をあらわす重要な指標であることは間違いない。経験年数別構成は第5表の如くである。

総数についてみると、経験年数1年の者、すなわち調査時に於てその年はじめて斫伐労働に就労した者は各地とも20%内外である。2~5年のものが最も多く10年までのものがこれに次いでいる。2~10年の者は各地とも50%を越える。11年以上の者も各地に相當数見られる。斫伐労働の日傭性と兼業性にもかかわらず、その熟練度はかなり高いということが言いうるのである。

第 5 表 冬季斫伐労働者の経験年数別構成

調査地		天鹽第一		兩 龍		定山溪		中 頓 別		置 戸		計	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
總 數	1	23	27	18	17	7	12	26	23	9	20	83	20
	2~5	36	42	34	33	21	35	39	35	27	60	157	39
	6~10	11	13	17	16	18	30	27	24	6	14	79	20
	11~15	5	6	9	9	6	10	5	5	1	2	26	6
	16~20	6	7	9	9	2	3	9	8	1	2	27	7
	21以上	4	5	16	16	6	10	6	5	1	2	33	8
	計	85	100	103	100	60	100	112	100	45	100	405	100
柚 夫	1	2	18	—	—	1	10	1	3	2	15	6	7
	2~5	5	45	6	32	5	42	13	43	7	54	36	43
	6~10	1	10	5	26	2	16	6	20	3	23	17	20
	11~15	3	27	3	16	2	16	—	—	—	—	8	9
	16~20	—	—	2	10	—	—	4	14	1	8	7	8
	21以上	—	—	3	16	2	16	6	20	—	—	11	13
	計	11	100	19	100	12	100	30	100	13	100	85	100
人 夫	1	19	34	18	26	6	22	21	37	7	32	71	31
	2~5	24	43	25	37	10	37	18	31	13	60	90	39
	6~10	7	13	7	11	8	29	12	21	—	—	34	15
	11~15	—	—	4	6	1	4	2	4	1	4	8	3
	16~20	3	5	3	4	1	4	4	7	—	—	11	5
	21以上	3	5	11	16	1	4	—	—	1	4	16	7
	計	56	100	68	100	27	100	57	100	22	100	230	100
馬 夫	1	2	11	—	—	—	—	4	16	—	—	6	7
	2~5	7	39	3	19	6	29	8	32	7	70	31	34
	6~10	3	17	5	31	8	38	9	36	3	30	28	31
	11~15	2	11	2	12.5	3	14	3	12	—	—	10	11
	16~20	3	17	4	25	1	5	1	4	—	—	9	10
	21以上	1	5	2	12.5	3	14	—	—	—	—	6	7
	計	18	100	16	100	21	100	25	100	10	100	90	100

柚夫、人夫及び馬夫別に見ると、柚夫及び馬夫に於ては2~5年及び6~10年の者が最も多く、1年の者は極めて少数である。これに對し、人夫は1年の割合が柚夫及び馬夫に比較して多く、各地とも30%内外に達している。また、人夫の11年以上の者が柚夫及び馬夫に比して少ないことも知られる。これは人夫の従事する作業が馬夫及び柚夫のそれに比して、高い熟練度を要求されることが少ないことの當然の結果であろう。すなわち、技能的構造は柚夫及び馬夫が人夫に比してかなり高いことがみとめられる。

なお、この柚夫、人夫及び馬夫別の経験年数は夫々柚夫、人夫或は馬夫として就労した年數のみではなく、斫伐労働一般に就労した年數を示すので、嚴密な意味では柚夫、人夫及び馬夫別の熟練度を示すことにはならない。しかし、斫伐労働に就労することは柚夫、人夫及び馬

夫のいずれで稼働した場合でも、斫伐事業の組織や労働対象たる樹木及び素材の取扱いに習熟することを意味するのであつて、その意味の経験年数を斫伐労働の熟練度をあらわす一應の指標とすることは許されると思う。柚夫、馬夫及び人夫の一部はその作業行程中に於て同一の道具(トビ、ガンタ等)を使用する部分があるので、少なくともこの部分のみを考えても、斫伐労働一般の経験年数が柚夫及び馬夫別の熟練度の指標として使用されることは無理ではない。また、斫伐労働は自己所有の労働手段を使用せねばならないので、毎年同じ種類の作業種に稼働するものと考えられる。すなわち、柚夫は毎年柚夫として、馬夫は毎年馬夫として稼働するだろうと想像されるのである。

IV 冬季斫伐労働力の給源

1. 職業別に見た給源

冬季斫伐労働者の大部分は農民である。すなわち、斫伐労働力は農業人口を最大の供給源泉としている。工業労働力もまた農業人口を供給源泉としているが、それは農業人口の農業外への流出を原則としているのに對し、斫伐労働力は農業人口の農業外への完全な流出を必ずしも必要としない。換言すれば農業人口の林業への臨時的流入によつて充足されるのである。斫伐労働の季節性と兼業性の故に、農民は農業と不離の形のままで林業労働に就勞することが出来るのである。すなわち、農閑期を利用して農業外収入を得ようとするのが就勞の直接の動機をなしている。

冬季斫伐労働者の職業別構成を見ると第6表の如くである。家庭の職業をあらわしており本人の職業と一致しないこともあるが、その例は少ない。

第6表によると各地とも農民が50%以上を占めている。雨龍が100%に近いのは大學演習林の林内植民者の就勞が大部分であるからである。農業に次ぐものは日傭労働者であり、海岸に比較的近い中頓別及び置戸においては漁民の出稼が見られ、置戸及び定山溪では林業の専業夫が若干見られる。

柚夫、人夫及び馬夫別に見ると、柚夫と人夫では職業別構成に大きな差はないが、柚夫に林業の比率が比較的多く、人夫に日傭が多い。馬夫は殆ど全部が農民である。また、林業専業夫總數14名中9名は柚夫であり、日傭労働者の總數79名の中63名は人夫であるが、これは夫々従事する作業の性質とくに使用する道具その他の労働手段について考えれば當然と言へよう。また、馬夫は馬を所有していなければならないので、その大部分が農民であることも首肯し得ることである。

第 6 表 冬季斫伐労働者の職業別構成

職業		調査地		天籟第一		雨 龍		定山溪		中 頓 別		置 戸		計	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
總 數	林業	—	—	—	—	5	8	—	—	9	20	14	3		
	農業	57	67	102	99	46	77	58	52	28	62	291	72		
	漁業	—	—	—	—	—	—	9	8	3	7	12	3		
	日傭	26	31	—	—	5	8	44	39	4	9	79	20		
	その他	2	2	1	1	4	7	1	1	1	2	9	2		
	計	85	100	103	100	60	100	112	100	45	100	405	100		
袖 夫	林業	—	—	—	—	4	33	—	—	5	38	9	11		
	農業	10	91	19	100	7	58	14	47	5	38	55	65		
	漁業	—	—	—	—	—	—	5	17	2	16	7	8		
	日傭	1	9	—	—	—	—	11	36	1	8	13	15		
	その他	—	—	—	—	1	9	—	—	—	—	1	1		
	計	11	100	19	100	12	100	30	100	13	100	85	100		
人 夫	林業	—	—	—	—	1	3	—	—	4	18	5	2		
	農業	29	52	67	99	21	78	22	38	13	59	152	67		
	漁業	—	—	—	—	—	—	4	7	1	5	5	2		
	日傭	25	45	—	—	5	19	30	53	3	13	63	27		
	その他	2	3	1	1	—	—	1	2	1	5	5	2		
	計	56	100	68	100	27	100	57	100	22	100	230	100		
馬 夫	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	農業	18	100	16	100	18	86	22	88	10	100	84	94		
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	日傭	—	—	—	—	—	—	3	12	—	—	3	3		
	その他	—	—	—	—	3	14	—	—	—	—	3	3		
	計	18	100	16	100	21	100	25	100	10	100	90	100		

2. 出身地別に見た給源

次に、労働者の現住所調査により出身地別構成を見ると第7表の如くである。第7表の中近村とは隣接村乃至交通上連絡容易なる村をさす。

總數についてみると、定山溪が特殊な形を示すが、他の事業地では60%以上90%近くが事業地の所在する地元町村内から充足されている。これについて近村からの供給が多く、村内と近村とを合わせると殆ど100%に近い。北海道では1町村の面積が広く場所によつては村内より近村が距離的に或は交通的に近い場合があり、村内と近村とは同一とみなしても良い。一般的に言へば道内の遠隔地及び道外からの供給は極めて少なく、大部分は地元から供給されていることが確かめられる。これに對し定山溪は遠距離移動が多い。遠村とは風連、名寄地區であり、道外は青森縣及び秋田縣である。これは例年の慣行に基くものである。定山溪の場合の如き労働力の出身地別構成は、曾つては北海道の斫伐事業においてかなり廣く見られたのであ

第 7 表 冬季斫伐労働者の出身地別構成

調査地 出身地		天鹽第一		雨 龍		定 山 溪		中 頓 別		置 戸		計	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
總 数	村 内	75	88	92	89	10	17	90	80	28	62	295	75
	近 村	9	11	11	11	6	10	21	19	15	34	62	15
	遠 村	—	—	—	—	30	50	—	—	1	2	31	8
	道 外	1	1	—	—	14	23	1	1	1	2	17	4
	計	85	100	103	100	60	100	112	100	45	100	405	100
袖 夫	村 内	7	64	19	100	3	25	23	77	6	46	58	68
	近 村	4	36	—	—	3	25	6	20	5	38	18	21
	遠 村	—	—	—	—	—	—	—	—	1	8	1	1
	道 外	—	—	—	—	6	50	1	3	1	8	8	10
	計	11	100	19	100	12	100	30	100	13	100	85	100
人 夫	村 内	50	89	57	84	4	15	42	74	12	55	165	72
	近 村	5	9	11	16	3	11	15	26	10	45	44	19
	遠 村	—	—	—	—	12	44	—	—	—	—	12	5
	道 外	1	2	—	—	8	30	—	—	—	—	9	4
	計	56	100	68	100	27	100	57	100	22	100	230	100
馬 夫	村 内	18	100	16	100	3	14	25	100	10	100	72	80
	近 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠 村	—	—	—	—	18	86	—	—	—	—	18	20
	道 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	18	100	16	100	21	100	25	100	10	100	90	100

るが(或は支配的な形であつたかも知れぬ。)人口の増加と共に漸次減少して来たものである。しかし、この様な形は現在もなお、所々に残されている。とくに道外よりの労働者はよく働くというので各地の造材山で歓迎されるという事実もある。

袖夫、人夫及び馬夫別に見ても、出身地別構成に大差はないが、馬夫は定山溪を除く他の全部が100%を村内より充足している。馬及び馬道具を伴つた遠距離移動がとくに行われ難いことを示す。定山溪では馬夫21名中18名が風連、名寄等の遠村より馬と共に移動して來ることが注意されなければならない。

第6表及び第7表によつて、北海道における冬季斫伐労働者はその事業地附近の町村の農民すなわち地元農民によつて大部分充足されていることが推測されるのであるが、これをさらに確かめるために第8表を作成した。

第8表によると天鹽第一は85名中56名、雨龍は103名中102名、中頓別は112名中58名、置戸は45名中28名が村内及び近村の農民である。定山溪のみは60名中38名が遠村及び道外の農民によつて占められている。

第 8 表 冬季斫伐労働力の職業別出身地別構成

調査地 職業	天 鹽 第 一				雨 龍				定 山 溪			
	村内	近村	遠村	道外	村内	近村	遠村	道外	村内	近村	遠村	道外
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	3
農業	51	5	—	1	91	11	—	—	4	4	29	9
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日傭	22	4	—	—	—	—	—	—	2	1	—	2
その他	2	—	—	—	1	—	—	—	2	1	1	—

調査地 職業	中 頼 別				置 戸				計			
	村内	近村	遠村	道外	村内	近村	遠村	道外	村内	近村	遠村	道外
林業	—	—	—	—	6	1	1	1	8	1	1	4
農業	49	9	—	—	19	9	—	—	214	38	29	10
漁業	—	9	—	—	—	3	—	—	—	12	—	—
日傭	40	3	—	1	2	2	—	—	66	10	—	3
その他	1	—	—	—	1	—	—	—	7	1	1	—

3. 家庭内の地位別に見た給源

労働者の家庭内における地位をみると第 9 表の如くである。

第 9 表によると、世帯主及び長男など家庭内に於て重大な責任を有する者が各地とも 60% 以上を占めている。斫伐事業は農民にとり或は日傭労働者にとつて、冬季における最も重要な労働力市場であることを或る程度物語っていると考へて差支へないであらう。

第 9 表 冬季斫伐労働者の家庭内地位別構成

調査地 家庭における地位	天鹽第一		雨 龍		定山溪		中 頼 別		置 戸		計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
世帯主	30	35	37	36	27	45	45	40	12	27	151	37
同配偶者	—	—	1	1	—	—	1	1	2	4	4	1
長男	31	37	29	28	21	35	30	27	13	29	124	31
長男妻及長女	1	1	2	2	—	—	—	—	1	2	4	1
次三男以下	23	27	30	29	12	20	36	32	17	38	118	29
不詳	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	4	1
計	85	100	103	100	60	100	112	100	45	100	405	100

4. 農家の階層別に見た給源

斫伐労働者の過半は地元農民であることはすでにたしかめたが、果して農家のいかなる階層から就労しているのであろうか。

農家階層の区分は簡単には出来ないが、ここでは経営面積及び大家者飼育頭数などによつて見ることにする。

農家の經營規模を經營面積に代表させて、斫伐労働就勞農家を規模別に見ると第10表の如くである。

第10表 冬季斫伐労働者出身農家の經營規模別構成 (實數)

經營面積		調査地	天鹽第一	雨 龍	定山溪	中 頓 別	置 戸	計
總 數	3町未滿		4	1	10	11	1	27
	3町以上4町未滿		7	19	8	8	5	47
	4 ~ 5		7	49	7	8	6	77
	5 ~ 6		17	16	6	11	4	54
	6 ~ 10		12	3	3	10	7	35
	10以上		3	—	—	6	—	9
	計		50	88	34	54	23	249
柚 夫	3町未滿		1	—	1	3	1	6
	3 ~ 4		1	3	1	1	2	8
	4 ~ 5		—	13	1	—	1	15
	5 ~ 6		3	2	—	4	1	10
	6 ~ 10		4	—	—	2	—	6
	10以上		—	—	—	3	—	3
	計		9	18	3	13	5	48
人 夫	3町未滿		2	1	5	6	—	14
	3 ~ 4		6	13	1	4	3	27
	4 ~ 5		4	26	3	4	2	39
	5 ~ 6		9	13	4	3	1	30
	6 ~ 10		4	3	1	2	4	14
	10以上		1	—	—	1	—	2
	計		26	56	14	20	10	126
馬 夫	3町未滿		1	—	4	2	—	7
	3 ~ 4		—	3	6	3	—	12
	4 ~ 5		3	10	3	4	3	23
	5 ~ 6		5	1	2	4	2	14
	6 ~ 10		4	—	2	6	3	15
	10以上		2	—	—	2	—	4
	計		15	14	17	21	8	75

註. 天鹽第一は農業57の中、道外1、經營規模不明4、同一世帯より2人就勞2を除き50につき
 雨龍は農業102の中、經營規模不明4、同一世帯より2人就勞6、3人就勞2を除き88につき
 定山溪は農業46の中、道外9、經營規模不明2、同一世帯より2人就勞1を除き34につき
 中頓別は農業58の中、經營規模不明2、同一世帯より2人就勞2を除き54につき
 置戸は農業28の中、同一世帯より2人就勞5を除き23について夫々集計した。
 雨龍及び置戸は全部畑作農家、天鹽第一は3、定山溪は22、中頓別は5戸が田畑兼營、他は畑
 専營である。

北海道における農家の標準經營規模は4~5町である。また、各調査地及び労働者の出身
 地方の經營規模も概ね4~5町である。それ故3町未滿、3町以上6町未滿及び6町以上の3

段階に分けて第 10 表に掲げた所を比例数として再掲すると第 11 表の如くである。この 3 段階は上中下の階層区分に相当するものと見て差支へない。

第 11 表 冬季斫伐労働者出身農家の経営規模別構成 (比例数 %)

経営規模		調査地	天鹽第一	雨 龍	定山溪	中頓別	置 戸	計
總 數	3 町未滿		8	1	29	20	4	11
	3 ~ 6		62	95	62	50	65	71
	6 町以上		30	4	9	30	31	18
	計		100	100	100	100	100	100
柚 夫	3 町未滿		11	—	33	23	20	12
	3 ~ 6		44.5	100	67	38.5	80	69
	6 町以上		44.5	—	—	38.5	—	19
	計		100	100	100	100	100	100
人 夫	3 町未滿		8	2	36	30	—	11
	3 ~ 6		73	93	57	55	60	76
	6 町以上		19	5	7	15	40	13
	計		100	100	100	100	100	100
馬 夫	3 町未滿		7	—	23	10	—	9
	3 ~ 6		53	100	65	52	62.5	66
	6 町以上		40	—	12	38	37.5	25
	計		100	100	100	100	100	100

總數についてみると 4~5 町または 5~6 町が最も多く、3~4 町及び 6~10 町がこれについている。3~6 町が各地とも總數の 50% 以上を占め、6 町以上を含めると各地とも 70% 以上となる。階層の低い農家は比較的少なく、中位の階層からの就労が最も多い。(各地方における全農家に対する 3 町未滿農家の比率はいつでも 30% をはるかに超えている。) 定山溪には水田農家が多いため経営面積は小さくなっている。

柚夫、人夫及び馬夫別にみると、各地とも馬夫において 6 町以上の階層が柚夫、人夫に比して多く、柚夫と人夫とでは顕著な差は見られない。馬夫の階層が最も高いのであるが、所有し使用する労働手段の價額から見て當然の歸結であろう。すなわち、階層の比較的低い農家では自己の負擔による道具の調達が容易でないので、馬夫よりは人夫、柚夫などに稼働するのである。柚夫と人夫とでは天鹽第一と中頓別が柚夫の階層高く、その他では人夫の階層が少しばかり高い様である。

斫伐労働力を供給している農家の階層は中層が最も多く、上層がこれにつき下層が最も少ない。而して 5 調査地合計でみると 3 町未滿のものは 11% にすぎない。3 町未滿農家の全農家に対する割合が各地とも 30% を超えていることを考えると、斫伐労働力の供給は農家全般

より廣く平均的になされるとは言えず、むしろ、中層以上の農家にかたよつていると言ひ得るであろう。これは下層農民は勤勞意欲が低いためであるという説明も成立するであろうが、それよりもむしろ、就勞のために必要な道具を調達する經濟力の弱いためではなからうか（最も就勞を必要とするのは低い階層の農家である。）馬夫の階層が高いのもさきに述べた様に同様の説明が成立するであろう。

馬夫の階層が高いことは第12表によつてもたしかめられる。第12表は平均經營面積及び飼育牛馬頭數の平均を示したものである。

第12表 冬季斫伐勞働者出身農家の平均經營面積と平均牛馬飼育頭數

調査地	天鹽第一		雨 龍		定山溪		中 頓 別		置 戸		計	
	經營面積	牛馬頭數	經營面積	牛馬頭數	經營面積	牛馬頭數	經營面積	牛馬頭數	經營面積	牛馬頭數	經營面積	牛馬頭數
總 數	5.2	1.7	4.4	0.9	3.9	1.0	5.4	1.7	5.3	1.9	4.8	1.3
柚 夫	5.1	1.5	4.0	0.9	3.3	0.3	6.6	1.7	3.7	1.0	4.8	1.2
人 夫	4.7	1.5	4.4	0.9	3.9	0.9	4.3	1.5	6.1	1.6	4.5	1.1
馬 夫	6.0	2.2	4.6	1.0	4.0	1.2	5.7	1.8	5.2	2.8	5.1	1.7

定山溪では道外出身の農家が9件あるが、1町以上3、1町以下6で平均0.8町である。

5. 就 勞 の 反 覆 性

一般に斫伐勞働者は特定の縁故關係により毎年大体同じ顔振れが同じ地方の斫伐勞働に就勞するという慣行性を有している。すなわち、反覆就勞の事實が認められるのである。第13表の示す所である。

第13表 冬季斫伐勞働者の就勞反覆狀況

調査地		天鹽第一	雨 龍	定山溪	中 頓 別	置 戸	計
總 數	調査時勞働者數 (A)	85	103	60	112	45	405
	二年間連續就勞者數 (B)	61 (55)	73 (73)	47 (30)	61 (49)	29 (21)	272 (228)
	三年間連續就勞者數 (C)	49 (43)	68 (68)	43 (22)	53 (44)	24 (13)	237 (190)
	$\frac{B}{A} \times 100$ (%)	72 (65)	71 (71)	78 (50)	54 (44)	64 (47)	67 (57)
	$\frac{C}{A} \times 100$ (%)	58 (52)	66 (66)	72 (37)	47 (39)	56 (29)	59 (47)
柚 夫	A	11	19	12	30	13	85
	B	9 (8)	17 (17)	9 (5)	18 (16)	7 (4)	60 (50)
	C	7 (7)	15 (15)	9 (4)	18 (16)	5 (1)	54 (43)
	$\frac{B}{A} \times 100$ (%)	82 (73)	89 (89)	75 (42)	60 (53)	54 (21)	71 (54)
	$\frac{C}{A} \times 100$ (%)	64 (64)	79 (79)	75 (33)	60 (53)	38 (8)	64 (51)

調査地		天鹽第一	雨 龍	定山溪	中頓別	置 戸	計
人 夫	A	56	68	27	57	22	230
	B	36 (32)	40 (40)	19 (10)	25 (15)	12 (8)	132 (105)
	C	27 (24)	37 (37)	17 (8)	17 (10)	9 (5)	107 (84)
	$\frac{B}{A} \times 100$ (%)	64 (54)	59 (59)	70 (37)	44 (26)	55 (36)	57 (46)
	$\frac{C}{A} \times 100$ (%)	48 (43)	54 (54)	67 (30)	30 (18)	41 (23)	47 (37)
馬 夫	A	18	16	21	25	10	90
	B	16 (15)	16 (16)	19 (15)	18 (18)	10 (9)	179 (73)
	C	15 (12)	16 (16)	17 (10)	18 (18)	9 (5)	75 (61)
	$\frac{B}{A} \times 100$ (%)	88 (83)	100 (100)	90 (71)	72 (72)	100 (90)	88 (81)
	$\frac{C}{A} \times 100$ (%)	83 (67)	100 (100)	81 (48)	72 (72)	90 (56)	83 (68)

註。()内数字は同一町村内の事業場に対する連続就労数である。

總數についてみると、調査年度を含めて2年間連続就労したものは50%以上80%に近く、そのうち、同一町村内の事業場へ就労したのは40%以上70%に達する。3年間連続して就労したのは50%近くより70%に達し、同一町村内の事業場に連続して就労したのは30%近くより60%を超えている。

杓夫、人夫及び馬夫別に見ると、馬夫が最も反覆性強く70%乃至100%に達する。杓夫が馬夫につき、人夫は最も反覆性が弱い。

結 言

上述した所を主要なものについて要約すると次の如くである。

1. 労働者雇傭の形式は近來直接雇傭が多くなつて來たが、表面上は直接雇傭となつていても、實質的には人夫供給契約によるものや請負業者勞務契約による形式が残存している場合がある。労働者と事業主との間のこの様な中間的存在は急速には消滅しない。
2. 労働者募集の方法は地域的な或は特定の間人につながらる緣故募集が行われる。
3. 雇傭契約に対しては事業主、労働者ともに無關心で、成文のものはもちろんなく、諸種の労働條件は暗黙の中に從來の習慣を前提としている。最も重要な労働條件たる賃銀額についても契約なしに就勞することが多い。
4. 賃銀支拂の形態は出來高給制が一般にとられている。作業の種類によつて日給制がとられる。

5. 賃銀支拂の時期は事業終了時1回が普通であつたが、最近は月1回の所もある。賃金の前借と、前借金の賃金による相殺がいまなお若干行われている。

6. 賃銀額の決定には単價交渉が行われる。賃銀額の決定時期が事業實行中すなわち、就勞後であるのが注目されなければならない。

7. 1日當り賃銀の額は馬夫、袖夫及び人夫の順で段階がある。これは主として使用する道具に關連する。斫伐勞働に於ては勞働者が自己所有の道具を使用するが、これは斫伐勞働を考へる場合に忘れてはならない特徴である。

8. 飯場の經營は直營が一般的な形態である。飯場賃は馬夫が最も高く袖夫、人夫の順である。

9. 飯場の生活條件は良好ではない。飯場の部屋割は袖夫、人夫、馬夫の區別があり、その順序で澤の上流より下流に向つている。

10. 馬の災害に對する共濟會的救濟組織が慣行的に行われている。

11. 女性勞働者は極めて少なく、炊婦として稼働する者に限られる。年齢別に見ると21—30歳が最も多く30—40%を占める。青壯年のものが多く、年少老齡の者が少ない。この傾向は袖夫及び馬夫において著しい。

12. 經驗年數は2—5年の者最も多く、10年までのものがこれに次ぐ。經驗年數をもつて技能的構造をあらわす指標とすると、勞働者の熟練度は決して低くない。袖夫、人夫及び馬夫では人夫が最も低い。

13. 斫伐勞働者の大半は農民で、日傭勞働者がこれに次ぐ。日傭は人夫に最も多い。馬夫は殆ど農民である。

14. 勞働者の90—100%は村内或は近村出身者である。定山溪は特殊な形を示す。すなわち遠村及び道外から70%以上を充足している。定山溪の如き形はかつてはかなり廣く存在していたと考えられる。

15. 勞働者の家庭における地位を見ると世帯主、長男など家庭において責任の重い者が70%内外に達する。

16. 農家を階層別に分けてみると、中層以上の農家出身者が90%に近い。馬夫の階層が最も高い。

斫伐勞働力の供給は農家全般より廣く平均的になされるのではなく、中層或は上層にかたよつていと云い得る。

17. 連年反覆して同じ地方の事業地に就勞する傾向がある。2年間連續して同一町村内の事

業地に稼働するものは調査労働者総数の40—70%に達する。3年連続は30—60%である。

この箇條書に示した事柄をさらに要約して、北海道斫伐労働に關して最も注意されなければならないと思われることをあげると次の3つである。第一は冬季斫伐労働の最大の給源が地元農民、しかも中層以上の農民であり、それが農業と不離のままに連年反覆して就勞する傾向があることである。第二には労働諸條件とくに雇傭契約や賃銀制度にみられる前近代的なものの殘存である。事業主と労働者との間に人夫供給契約者、請負業者などの中間的存在が介在すること、緣故募集であること、雇傭契約と言ひするほどの形式的なものが存在しないこと、賃銀支拂の時期、前借金の賃金による相殺、賃銀額決定の時期などは斫伐労働の非近代性をよくあらわしている。この様な近代的ならざるもの或は不合理なものがいまなお殘存しているのは労働者の社會的意識の低さにもよるであろうが、それと同時に、斫伐労働の兼業性(副業性)と日傭制とに基いている。斫伐労働者はその兼業性のために、換言すれば他に主たる生活手段(他の職業又は労働)を有するために比較的劣惡な労働條件に耐へられるばかりでなく、條件を改善しようとする積極的な意欲を缺いている。またその日傭制の故に労働組合の如き近代的労働者組織が成立し難い。この様に考えると兼業性と日傭制とは斫伐労働の最も重要な特質であると言ふことが出来る。

第三に斫伐労働者が使用する労働手段すなわち道具が自己所有のものであることである。これは他の諸産業には殆ど見ることが出来ず、斫伐労働の大なる特徴として注意されなければならないことはすでに再三述べた通りである。斫伐労働者を柚夫、人夫及び馬夫に分けることは所有し使用する道具からみても適當な分類法である。柚夫、人夫及び馬夫別の1日當賃銀額の段階や、中層以上の農民が主たる給源となつている事實、馬夫の階層が高いことなどはこの點から考えると容易に首肯し得る。斫伐労働は出來高給すなわち能率給であるために労働時間が長くなる傾向があり(労働時間は10—12時間)、それに比較すると勞銀は必ずしも高いとは見られないのであるが、この道具の減價償却費や修繕費を考慮に入れて、労働に對する適當なる報酬が實現しているか否かを検討する必要がある。また小修繕や鋸目立などは労働時間外にも行われ、この點からも勞銀の額が問題とされなければならないが、これも道具の自己所有に關連して起る問題である。この様に道具の自己所有は斫伐労働にとつて見逃すことの出来ない重要な事柄である。

上に述べ來つた所は北海道内の5斫伐事業地及び該事業地の労働者405名について事例調査を行つた結果である。事例調査であるから、この結果をそのまま北海道の斫伐事業全般に關するものとしておしすすめることはもとより妥當ではないが、ここに明らかにされた斫伐労働

の特質乃至は傾向的なものはその事業地における單なる一事例たるに止まらず、斫伐労働の一般的様相を示していると考えることが出来る。というのは、5 事業地について見れば特殊な事情に基く地域的偏差を除くと各地とも殆ど共通の様相を示しているのみならず、概ね道内一般の斫伐事業地に於ても認められる事柄であるからである。

R é s u m é

In January and February 1950, we investigated the actual state of forest labourers engaged in winter-logging in five places of operation. Our investigations covered about 405 labourers. Outlines of the findings are summarized as follows.

1. The most part of the labourers in winter-logging came from the neighbouring rural communities (about 65%). Those labourers (farmers) belong in the comparatively high or middle groups of people as classified by economic conditions. The farmers work every year in winter, without giving up agriculture as their major occupation. Farmers are followed in number by day-labourers. Some labourers come from distant places. A few women labourers engage in the kitchen work in dormitory (Hanba). The majority of the labourers in age come from youth and manhood classifications.

2. Working conditions are still pre-modern, especially in respect to contracts of employment and wage-system. There are no contracts of employment worth mentioning. As to the basis of payment, piece-work is adopted and a unit wage is determined by negotiation between the labourers and employers. The time of negotiation is usually after the work has been begun; in some cases, the unit wage is contracted at a time when the work is already more than half finished, to the disadvantage of the labourers. The wages are generally paid when the work is done. Sometimes advance payment is made. Modern organizations of labourers such as trade unions do not yet exist. The living conditions in dormitory, especially the facilities against cold are not good.

3. Working means, that is, implements which labourers use, (including horses) are their own possessions. In most other industries, the capitalist bears responsibility for both working means and labour objects. Labourer ownership of tools is a great characteristic of logging labour everywhere.